第4期玉村町障害福祉計画

平成27年3月

玉 村 町

目 次

	ページ
1 計画の基本的事項	1
2 計画の基本理念	1
3 障害者自立支援法に基づくサービス事業体系	2
4 平成29年度の目標値の設定	3
(1)入所施設の入所者の地域生活への移行	
(2)福祉施設利用者の一般就労への移行	
(3) 就労移行支援事業の利用者数	
(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	
(5)退院可能な精神障害者の地域生活への移行	
5 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策	5
(1)訪問系サービス	
(2)短期入所	
(3)日中活動系サービス	
(4)居住系サービス	
6 地域生活支援事業の実施に関する事項	10
(1)必要な量の見込み	
(2)事業の種類ごとの実施に関する考え方	
(3)地域生活支援事業の見込量確保のための方策	
7 地域自立支援協議会について	15
(1)地域自立支援協議会の役割	
(2) 専門部会の設置	
(3)虐待防止への取り組み	
8 計画推進のために	• • • • • 16
(1)推進体制の確立	
(2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供	
(3)地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用	
(4)サービスの質の確保	
(5) 計画達成状況の点検及び評価	

1 計画の基本的事項

「障害福祉計画」は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い策定が義務付けられ、本町では、平成20年度に「第3次玉村町障害福祉計画(平成21年度~平成25年度)、第2期玉村町障害福祉計画(平成21年度~平成23年度)」、平成23年度に「第3期玉村町障害福祉計画(平成24年度~平成26年度)」を策定しました。

本計画は、第3期障害福祉計画の計画が終了するにあたり、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)への根拠法の改正、国から示された基本方針及び第3期障害福祉計画の実施状況を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年を期間として策定します。

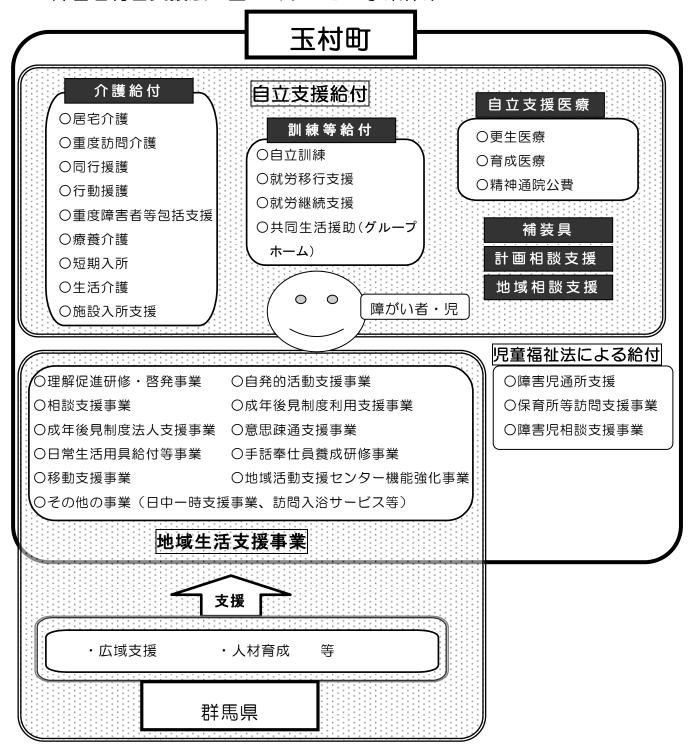
2 計画の基本理念

本計画は、「第5次玉村町総合計画(平成23年度~平成32年度)」等と整合した計画として「障害者基本法」第11条に基づき策定した「第4次玉村町障害者計画(平成26年度~平成30年度)」の施策・事業のうち、障害者総合支援法に基づく各種指定障害福祉サービスや指定相談支援、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児支援等の具体的な数値目標と確保方策を次に掲げる「基本的考え方」に基づいて計画的な整備を図ります。

【基本的考え方】

- 1 障がい者の自己決定と自己選択を支援し、本人の意志を尊重
- 2 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 3 全ての障がい者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その 尊厳にふさわしい生活を保障される地域社会の実現

3 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系



サービスの給付体系については、介護給付、訓練等給付、自立支援医療からなる「自立支援給付」、そして、地域での生活を支えるために、地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」となっています。

また、障害児については、居宅サービス等を除いて児童福祉法により給付を行っています。

4 平成29年度の目標値の設定

4-1 障害者数の推移

平成26年3月末の当町の人口は 人で、障害者手帳所持者数は

障害者(児)の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳所持者			
療育手帳所持者			
精神障害者保健福祉手帳所持者			

4-2 平成29年度の数値目標

施設入所者への地域への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進め るために、平成29年度の数値目標を以下のように設定します。

(1)入所施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成25年度末時点の入所者数の12%以上が地域生活に移行するこ と、施設入所者数を4%以上削減することを基本としております。

本町においては、平成23年度から25年度の3年間で2人減少しています。本計画 期間においては、地域移行者2人を目指し、相談支援機能の強化を図るとともに、地域 生活支援拠点等の整備やグループホーム等のサービス基盤の充実を進めていきます。

項目	数 値	考え方
入所者数(A)	34人	・平成25年度末時点での入所者数
平成 29年度入所者数(B)	32人	・平成29年度末時点の利用人員の見込み者数
【目標①】地域生活移行者数	2人 (5.9%)	・施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数・国の指針では12%以上が地域移行することを基本としています
【目標②】施設入所者数の削減 (A-B)	2人 (5.9%)	・施設入所者の削減目標数 ・国の指針では4%以上削減することを 基本としています

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備により、障害者の地域生活を支援する次のような機能のさらなる強化を図ろうとするものです。

- ①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ②一人暮らし、グループホームへの入居者等に体験の機会及び場の提供
- ③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保
- ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点を、玉村町障がい者総合支援協議会の場を用いて、関係各機関と連携しながら地域の複数の機関が分担して地域生活の機能を担う、面的体制の整備を進めていきます。

項目	数値	考え方
【目標】 地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	・障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数 ・国の指針では各市町村(または各圏域) に、少なくとも1つを整備することを基本としています

(3)福祉施設利用者の一般就労への移行

第3期計画においては、福祉施設から一般就労への移行目標を年間3人としていた中で、平成24年度は4人が就労しております。

国の指針では、平成24年度の一般就労移行実績の2倍以上を基本としています。本計画では、過去の実績等を踏まえ、一般就労者数5人とします。

福祉施設から一般就労への移行に向けて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、福祉施設等関係機関との連携を強化し、目標達成に向けた支援を行っていきます。

項目	数 値	考え方
【実績】		・福祉施設の利用者のうち、生活介護、自
平成24年度の一般就労への移	4人	立訓練、就労移行支援、就労継続支援を
行数		通じて平成24年度に就労した者の数
		・福祉施設の利用者のうち、生活介護、自
【目標】	5人	立訓練、就労移行支援、就労継続支援を
4成29年度の一般就労への移し	(1.25 倍)	通じて平成29年度に就労した者の数
行数	(1.25 10)	・国の指針では平成24年度の移行実績の
		2倍以上とすることを基本としています

(3) 就労移行支援事業の利用者数

第3期計画では平成26年度の就労移行支援事業所利用者数を8人としていた中で、 平成25年度の就労移行支援事業所利用者数は11人となっております。

国の指針では就労移行支援事業所利用者数が6割以上増加することを基本としております。本計画では、第3期計画中の大幅な利用者増加等、過去の実績等を踏まえ、就労移行支援事業所利用者数を11人とします。

就労に向けた支援ができるよう、相談支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校等と連携しながら推進していきます。

項目	数 値	考え方
【実績】 平成25年度末の就労移行支援 事業利用者数	11人	・平成25年度末において就労移行支援事業を利用した人の数
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援 事業利用者数	11人(1倍)	・平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の見込み数・国の指針では平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指しています

(4) 就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることを目指すとしています。本計画においても「就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすること」を目標として設定します。

県及び事業所と協力調整しながら推進していきます。

項目	数	値	考え方
【目標】 就労移行率が3割以上の就労 移行支援事業所の割合		5割	・国の指針では、就労移行率が3割以上の 事業所を全体の5割以上にすることを目 指すとしています ※「就労移行率」とは、ある年度4月1日 時点の就労移行支援事業所のうち、当該 年度中に一般就労へ移行した者の割合

5 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策

障がい者が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力に応じた活動を保障するために、 障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込量を設定するとともに、その必要量の確保に 努めます。

【見込量の単位について】

サービス見込み量は、サービスごとの各年度末における 1 か月当たりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

「人/月」 月間の実利用者数

「時間/月」 月間の延べサービス提供時間

「人日/月」 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で 算出される延べサービス量

(例えば10人が1か月に平均して20日利用する場合、200人日/月となります。)

(1)訪問系サービス

① 必要な量の見込み

訪問系サービスは次の5つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、行動上著しい困難
	を有する精神障害者で、常に介護を必要とする人に、居宅に
	おいて、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援
	などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必
	要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出
	支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人
	で、常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要
	な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることに著しい障害があり、重度の身体障害又
	は行動上著しい困難を有する知的障害者・精神障害者に、居
	宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

居宅介護、同行援護などの訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。また、これらのサービスは、家族と共に暮らし続けたいと願う障がい者にとっては、家族の機能を補完する本人支援のサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

利用実績から、地域生活への移行が進むにつれて利用の増加が予測できます。

(第3期計画と平成26年度までの利用実績)

サービフの夕称			平成2	4年度	平成2	5年度	平成 2	26年度
.,,	サービスの名称		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
訪問系サービ	実利用者数	人/月	45	44	47	50	50	49
ス合計	サービス量	時間/月	1,710	2,130	1,790	2,558	1,880	2,367

[※]平成24、25年度は3月利用実績。平成26年度は9月の利用実績。

(平成29年度までのサービス量の見込み)

サ・	ービスの名称		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービ	実利用者数	人/月	45	47	50
ス合計	サービス量	時間/月	1, 710	1, 790	1, 880

② 見込量確保のための方策

玉村町障がい者(児)基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の有効活用を促進し、サービス提供事業者との連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供をめざします。

同時に、訪問系サービスについては今後も増加が見込まれるので、利用量を確保する ために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

(2) 短期入所

① 必要な量の見込み

居宅で介護をする人の疾病その他の理由により、障がい者が一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

介護をする人の休息、緊急的な利用を想定しており、第2期の実績をもとに見込みま した。

(第2期計画と平成23年度までの利用実績)

サービスの名称			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	人日/月	計画	12	16	16
	\\\ \(\) \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	実績	16	9	7

※平成21、22年度は3月利用実績。平成23年度は9月の利用実績。

(平成26年度までのサービス量の見込み)

Ħ	ービスの名称		平成24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所	実利用者数	人/月	4	5	6
短期入別	サービス量	人日/月	16	20	24

② 見込量確保のための方策

緊急時のニーズが高いサービスと考えられます。町内に実施可能な施設はなく、緊急 時のニーズに対応できるようサービス提供事業者との連携を強化し、安定したサービス 提供体制を整えます。

(3) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み

日中活動系サービスとは、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。平成 24 年 3 月 31 日を期限に、旧体系サービスは新体系サービスへと移行されます。

また、児童デイサービスは平成24年度から児童福祉法の児童発達支援事業及び放課 後等デイサービスに制度が改正されることから、平成24年度以降の見込みを行いませ んでした。

(第2期計画と平成23年度までの利用実績)

サービスの名称			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	人日/月	計画	560	680	1, 160
土心八茂	八口/月	実績	505	580	1, 113
自立訓練	人日/月	計画	22	22	22
(機能訓練)	八口/月	実績	0	0	0
自立訓練	人日/月	計画	44	66	88
(生活訓練)	八口/月	実績	0	0	0
就労移行支援	人日/月	計画	242	242	308
		実績	151	107	111
就労継続支援	人日/月	計画	0	0	1
(A型)	八口/月	実績	0	0	0
就労継続支援	人日/月	計画	360	560	640
(B型)	八口/月	実績	441	329	440
児童デイサービス	, D / B	計画	45	45	45
児里ナイリーレス 	人日/月	実績	28	179	248
療養介護	人/月	計画	0	0	1
	八/月	実績	0	0	0

(平成26年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	実利用者数	人/月	61	63	65
土泊分량	サービス量	人日/月	1, 220	1, 260	1, 300
自立訓練	実利用者数	人/月	1	1	1
(機能訓練)	サービス量	人日/月	20	20	20
自立訓練	実利用者数	人/月	0	1	1
(生活訓練)	サービス量	人日/月	0	20	20
就労移行支援	実利用者数	人/月	7	8	8
机刀物门又接	サービス量	人日/月	140	160	160
就労継続支援	実利用者数	人/月	0	0	1
(A型)	サービス量	人日/月	0	0	20
就労継続支援	実利用者数	人/月	28	30	32
(B型)	サービス量	人日/月	560	600	640
療養介護	実利用者数	人/月	2	2	2

② 見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となります。町内の2施設での利用者数が大幅に増加しており、町内在住でも施設がいっぱいで利用するのが難しい状況にあります。そのため、町内においてサービス量の確保が困難なサービスにあっては、広域的な連携のもと利用者のニーズに適したサービス提供をめざし又、日中活動サービスは、障がい者の日中の居場所を確保する事業であり、自立した地域生活を送るためには欠くことのできない事業です。玉村町の障害福祉政策においても重要な柱となる事業と考えており、町内へ日中活動系の事業所の設置を目指します。

(4) 居住系サービス

① 必要な量の見込み

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤や日中活動系サービスなどを利用しています。

このサービスは障がい者の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤 整備です。

(第2期計画と平成23年度までの利用実績)

サービスの		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	計画	15	17	20
共同生活介護 (ケアホーム)		実績	16	17	17
施設入所支援	人/月	計画	6	1 1	35
他嵌入所文接 		実績	6	9	31
宿泊型自立訓練	人/月	計画	0	0	1
		実績	0	0	0

[※]平成21、22年度は3月利用実績。平成23年度は9月利用実績。

(平成26年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人/月	10	1 1	1 1
共同生活介護 (ケアホーム)	実利用者数	人/月	8	8	9
施設入所支援	実利用者数	人/月	32	33	34
宿泊型自立訓練	実利用者数	人/月	1	1	1

② 見込量確保のための方策

施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活介護(ケアホーム)や共同生活援助(グループホーム)は、今後も重要な役割を担うサービスであります。玉村町では共同生活援助事業所がなく、共同生活介護事業所1カ所と事業所が不足しており、広域での調整を図りながら早期に町内に設置することが重要となります。

また、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、必要な 入所施設の支援に努めます。

6 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、とくに日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「その他事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 必要な量の見込み

事 業 名	27	7年度	28	3年度	2.9	9年度
	実施見込 み箇所数	実利用見込 み 者 数	実施見込 み箇所数	実利用見込 み 者 数	実施見込 み箇所数	実利用見込 み 者 数
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載		<u>'</u>				•
(2)自発的活動支援事業 ※ 実施の有無を記載						
(3)相談支援事業						
① 障害者相談支援事業						
基幹相談支援センター ※ 設置の有無を記載						
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※ 実施の有無を記載。						
③ 住宅入居等支援事業 ※ 実施の有無を記載。						
(4)成年後見制度利用支援事業		1 1 1 1				
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※ 実施の有無を記載						
(6)意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数を記載						
② 手話通訳者設置事業 ※ 実設置見込み者数を記載						
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載						
① 介護・訓練支援用具						
② 自立生活支援用具						
③ 在宅療養等支援用具						
④ 情報・意思疎通支援用具						
⑤ 排泄管理支援用具						
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) (8)手話奉仕員養成研修事業		1				1
※ 実養成講習修了見込み者数(登録見 込み者数)を記載						
(9)移動支援事業 ※ 「実利用見込み者数」欄に、実利用 見込み者数、延べ利用見込み時間数 の順に記載。						
(10) 地域活動支援センター ※ 上段は当町の支援センター利用者数 、下段に他市町村利用者数を記載。						
(11)日中一時支援事業						
① 日帰りショート事業						
② サービスステーション事業						
③ 登録介護者事業						

(12)訪問入浴サービス事業		
(13)知的障害者職親委託事業		
(14) 点字・声の広報発行事業 ※ 実施の有無を記載		
(15)自動車改造費補助事業		

(平成 23 年度までの利用実績)

サービスの名称				平成21年度	平成 22年度	平成 23年度
相談支援	援相談支援事業		か所	1	1	1
事業	地域E	自立支援協議会		実施	実施	実施
コミュニケ	手話说	通訳者設置事業		実施	実施	実施
ーション支	手話)	通訳者・要約筆	件/年	35	47	41
援事業	記者》	派遣事業		3	4 7	4 1
日常生活用	具給作	古等事業	件/年	464	425	480
 移動支援事	業		人/月	17	21	24
1岁到又1友事	***		時間/月	211	220	220
地域活動支	を援セ	町内実利用者	人/月	8	9	10
ンター事業	ŧ	町外実利用者	人/月	4	6	7
日中一時	日帰り)ショート事業	人/月	3	2	3
支援事業(実利用		障害児集団活 練等事業	人/月	15	0	0
者数)	登録介護者事業		人/月	2	1	2
日 奴 /	サーヒ゛ス	ステーション事業	人/月	18	11	8
訪問入浴サービス事業		人/月	3	3	3	
知的障害者職親委託事業		人/年	0	0	0	
点字・声の	点字・声の広報等発行事業			実施	実施	実施
自動車改造	費補則	力事業	人/年	1	2	1

[※]平成21、22年度は利用実績。平成23年度は9月の利用実績及び年間の見込み値

(平成26年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			平成24年度	平成 25年度	平成 26年度
	相談支援事業	か所	2	2	3
相談支援事業	基幹相談支援センタ ーの設置		実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業		実施	実施	実施
	地域自立支援協議会		実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業			実施	実施	実施

] 🕽	コミュニケーショ 手話通訳者設置事業		設置人数	1	1	1		
ソ 支 業	え 援	事	手話通記記者派遣	R者・要約筆 貴事業	件/年	45	46	47
	Ŀ		合	計	件/年	500	520	540
生	常活	介	護・訓練	支援用具	件/年	1	2	2
用用	泊具		立生活支	援用具	件/年	3	3	3
給	兵 付	在	宅療養等	支援用具	件/年	3	4	5
等	事	情	報・意思語	疎通支援用具	件/年	2	2	3
業	"	排	泄管理支	援用具	件/年	489	507	524
木		居	宅生活活	動補助用具	件/年	2	2	3
护理	移動支援事業		人/月	27	29	31		
夕里	助又1	友手	* 未		時間/月	230	245	260
地t	或活	動す	援セン	町内利用者	人/月	10	10	10
タ-	一事	業		町外利用者	人/月	7	7	8
	р —	<u> </u>	日帰りき	ノョート事業	人/月	4	4	5
			登録介護	養者事業	人/月	2	2	2
X1	支援事業 サービ、スステーション事業		人/月	8	8	8		
訪問	訪問入浴サービス事業		人/月	2	2	3		
知台	知的障害者職親委託事業		人/年	0	0	1		
点	点字・声の広報等発行事業			実施	実施	実施		
自重	動車は	 没造	費補助事	 業	人/年	1	1	1

(2) 事業の種類ごとの実施に関する考え方

① 相談支援事業(必須事業)

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行います。平成24年4月より相談支援体制の見直しが行われ、 支援体制の強化が図られます。具体的には、以下の3つ内容で構成されます。

1 一般的な相談支援

従来の相談支援事業であり、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のための必要な相談支援事業を行います。

また、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務(身体障がい、知的障がい、精神障がい)を実施する基幹相談支援センターを設置し、成年後見制度利用支援事業を行います。

2 計画相談支援

障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

具体的には、サービス利用計画・障害児支援利用計画等を作成し、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し(モニタリング)を行います。

3 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

· 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者に住所の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

・地域定着支援

居宅において単身や同居の家族による支援を受けられない人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

計画相談支援と地域相談支援に関して、現状から利用人数を推計し、それぞれ利用人数を見込みました。

種 類			平成24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	5	12	20
	実利用者数	人/年	58	145	232
地域移行支援	実利用者数	人/月	1	2	2

地域定着支援 実利用者数	人/月	0	0	1
--------------	-----	---	---	---

② コミュニケーション支援事業(必須事業)

聴覚、音声言語機能、視覚その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある 障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の配置、手話通訳者及び要約筆 記者を派遣する事業を行います。

本町においては、コミュニケーションプラザに手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託 し、事業を実施していますが、今後も利用件数の増加が見込まれることから、平成26 年度の計画値を47件/年に定めました。

③ 日常生活用具給付事業(必須事業)

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、 日常生活の便宜を図ります。

この事業の需要は、ストマ用装具などの排せつ管理支援用具が日常生活用具として取扱いになったことから大幅に増加し、今後もさらに増加が見込まれることから、平成26年度の計画値を540件/年に定めます。

④ 移動支援事業(必須事業)

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動 等社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援するものです。

この事業は社会参加の増加に伴い、利用者数及びサービス提供量が増加していることから、障がい者の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。

移動支援事業の情報提供の充実やサービス提供を行う事業者を確保するなど、より利用しやすい制度としていきます。

⑤ 地域活動支援センター事業(必須事業)

障がい者に地域での実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う ものです。

地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障がい者等にとって、 社会参加のきっかけとなる事業でもあり、柔軟なサービス提供によって多様なニーズに 対応することが可能なことから、障害福祉サービスと効果的に組み合わせることにより、 障がい者等の日中活動における支援の全体的な体系の構築を図ります。

今後は事業所等と連携し、人材の確保等提供体制の整備や情報提供等の支援を行い、 サービスの充実を図ります。

⑥ その他の事業(任意事業)

本町では、その他任意事業として、障がい者等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とする「日中一時支援事業」、在宅での入浴が困難な人への支援として「訪問入浴事業」、点字の広報を発行する「点字・声の広報等発行事業」、知的障がいのある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う「知的障害者職親委託事業」及び障がい者等の社会参加を促進する社会参加促進事業の「自動車運転免許取得・改造助成事業」を今後も実施していきます。

(3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障がい者が、地域で自立した日常生活を送ることや生きがいを感じながら生活していくには、国が実施しているサービスだけでは限界があります。それを補うためにも、市町村事業である地域生活支援事業を充実していかなければなりません。しかしながら、移動支援などのサービス提供事業者が少ない、日中一時支援事業が不足しているといった課題は未だ解消されていません。こらからも社会のニーズに合った事業所を増やしていくことが重要であります。また、現在サービス提供をしているすべての事業所において支援の担い手であるヘルパー不足が深刻な状況です。町内に1つでも事業所が増えていくよう国県などへ人材不足解消の働きかけや、地域の事業所への支援を行います。

また、サービスの提供が行き届いていれば、障がい者すべてが地域にとけ込むという ものではありません。実現するには地域の人たちの理解と協力が必要となってきます。

7 地域自立支援協議会について

(1) 地域自立支援協議会の役割

地域自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

また、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、保健センター、精神科病院、入所施設、保健福祉事務所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域社会資源の開発等の役割を担っています。

(2)専門部会の設置

地域自立支援協議会は、障害者自立支援法の一部改正や障害者虐待防止法を踏まえ、 以下の役割の強化が必要です。

- ① サービス等利用計画の質の向上を図る役割
- ② 地域移行のネットワークや資源開発の役割
- ③ 地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割 これらの役割を担うため地域の実情に応じた専門部会の設置を目指します。

(3) 虐待防止への取り組み

障害者虐待防止法の成立をふまえ、地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化がさらに必要となります。障がい者等に対する虐待の未然の防止はもとより、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や、再発の防止等に取り組みます。

8 計画推進のために

(1)推進体制の確立

地域自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

(2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。また、障害福祉計画の周知を図り、策定または変更する場合には、できる限り住民の意見を反映するよう努めます。

(3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(4) サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、町と契約を締結した事業者がサービス提供者となりますが、苦情処理体制を整備するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、群馬県との連携を図り、質の確保に努めます。

(5)計画達成状況の点検及び評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行い、結果に基づいて必要な対策 を実施します。

編集・発行 玉村町役場 健康福祉課 〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201 TEL(0270)65-2511(代表) FAX(0270)65-2592 URL http://www.town.tamamura.lg.jp/